

平成31年4月1日

## 公職にある方で寄付金の返還を希望される方へのお知らせ

(公財)日本デザインナンバー財団

この度、国土交通省の「自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示(平成29年国土交通省告示第99号)」の改正が行われ、公職にある者の方が所有若しくは使用される車両に対し図柄ナンバーを取付ける際において寄付を頂く必要がなくなり、当該措置が平成29年4月1日から遡って適用されたところです。

これに伴いまして、既に、平成31年3月31日までの間に図柄ナンバー取付けを行うために当財団に対し寄付をされた公職にある方との公平性の観点から、今般、標記に係る申し出される場合には、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、標記に係る申し出をされる場合について、ご提出いただく所要書類(下記のとおり)に基づき当財団におきまして事実関係の確認をさせて頂いた上で、寄付金の返還に対応することとしますのでご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1. ご提出を頂く書面

- (1) 寄付金返還請求書(「別紙」)
- (2) 寄附金受領証明書(当財団が発行した証明書の原本)
- (3) 以下(①or②)のいずれかの書面
  - ① 議会事務局発行の身分証明書の写し
  - ② 選挙管理委員会発行の当選証書の写し及び寄付日時点の議会名簿(ホームページ掲載のもの等)の写し

#### 2. 送付先について

上記1の書面をご郵送頂く際には、封書の表面に「寄付金返納申請書在中」と朱書き下さい。

また、提出書類については下記宛先にご郵送(配達確認が可能となる簡易書留をお勧めします)下さい。なお、送付に係る料金については送付者のご負担とさせていただきます。

#### 【宛先】

〒113-0033  
東京都文京区本郷2-17-8 鈴木ビル5階  
公益財団法人日本デザインナンバー財団 事務局 あて  
「寄付金返納申請書在中」

#### 【問合せ先】 財団事務局

TEL : 03-3868-3671

年 月 日

(公財)日本デザインナンバー財団 御中

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(電話) \_\_\_\_\_

## 公職にある方に係る寄付金返還請求書

私は、平成 年 月 日付にて、図柄ナンバープレート取付のため、貴財団に対し寄付（寄附金受領証明書のとおり）を行いました。

この度、貴財団に対し行った寄付金について、寄付を行った事実を証する書面及び公職の者であることを証する書類を添えて全額の返還を請求しますので、ご確認の上よろしくお取り計らい下さい。

なお、寄付金の返還方法について、私名義の金融機関口座(下記のとおり)に対し振り込みをお願いします。

## 記

1. 「寄付金返還請求書（本紙）」
2. 「寄附金受領証明書（当財団が発行した証明書の原本）」
3. 以下（①or②）のいずれかの書面
  - ① 「議会事務局発行の身分証明書の写し」
  - ② 「選挙管理委員会発行の当選証書の写し」及び「寄付日時点における議会名簿（ホームページ掲載のもの等）の写し」
4. 返還先金融機関の口座情報
  - ①. 金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫
  - ②. 支 店 名 \_\_\_\_\_
  - ③. 預 金 種 目 \_\_\_\_\_ 普通 \_\_\_\_\_ 当座 \_\_\_\_\_ (何れかに○印)
  - ④. 口 座 番 号 \_\_\_\_\_
  - ⑤. 口座名義人名 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_

※ご記入の際にご留意いただきたい事項について

1. 申請者の「住所」、「氏名」及び寄附金受領証明書の「住所」、「氏名」並びに返還先金融機関の口座情報である口座名義人名は同一でなければなりません。
2. 金融機関情報については、通帳をご覧の上お間違えの無いようにご記入ください。
3. 返還先金融機関口座への振込手数料について、当財団において負担します。